

議案第23号

幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例

幕別町普通河川管理条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の2中備考以外の部分を次のように改める。

2 土石採取料その他の河川産物採取料

番号	区分	単位	単価	摘要
1	土砂	1 立方メートル	140円40銭	
2	砂		172円80銭	
3	切込砂利		172円80銭	
4	砂利		172円80銭	栗石を含む。
5	玉石		226円80銭	
6	転石		961円20銭	
7	芝草	1 平方メートル	54円	
8	木杭	1 束	108円	胴径 30センチメートル 元口径 4センチメートル以内 長さ 1.2メートル以内
9	粗朶		64円80銭	胴径 30センチメートル 長さ 3.5メートル
10	帯梢	1 束(25本)	108円	1本につき 元口径3センチメートル 長さ 3.5メートル
11	凍水	100キログラム	54円	
12	雑草		75円60銭	
13	その他		時価	

別表の3中備考以外の部分を次のように改める。

3 流水占用料(年額)

番号	区分	単位	期間	単価	摘要
1	鉦工業用水	毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	369,360円	鉦工業営業に必要な一切の用水
2	汽かん冷却用水			69,120円	
3	農産物加工用水			34,560円	農業者自身が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る。

4	魚族養殖用水			102,600円	
5	鉱泉用水	1口	1年度	類似の土地の価格に100分の5を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額	土地占用料を徴収しない場合に限る。
6	その他の用水	毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	69,120円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の幕別町普通河川管理条例第21条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可される占用料等について適用し、施行日前に許可された占用料等については、なお従前の例による。